

## Clip!

### 第17回都留市男女共同参画推進フェスティバル・ぴゅあ富士シンポジウム開催

**くさきかけの 企業に学ぶ 参画社会**  
少子高齢化の進行や経済社会情勢が大きく変化中、男女がともに子育てや仕事などを両立できる環境の整備が進められています。男女が雇用の場において、ともに能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、いまだ多くの課題が残されています。

今回のフェスティバルは、市内において男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む事業所について、その成果や課題点を紹介することにより、これらの職場づくりについてともに考える機会とすることを目的に開催します。

**日時** 2月15日(土)13時30分～16時(受付:13時)

**場所** 山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ富士 大研修室(3階)  
※入場無料

**内容**  
シンポジウム  
テーマ「男女がともに働きやすい職場づくりを目指して」地元企業の取り組み」  
コーディネーター 河野義彦氏(山梨県立男女共同参画推進センター館長)

**パネリスト**  
有限会社エルフィン・インターナショナル(都留市法能代表取締役 ナシヨナル)

**天野洋子氏**  
大和リース株式会社山梨都留デポ(都留市井倉1課員)

**石井恵美子氏**  
有限会社トミ美容室(都留市上谷本部オフィス社員)

**上野克也氏**  
山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ富士

**主催**  
山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ富士  
都留市  
都留市男女共同参画推進委員会  
都留市女性団体連絡協議会  
都留市経営者連絡協議会  
都留市商工会

**後援**  
都留市経営者連絡協議会  
都留市商工会

**申込・問合せ** 政策形成課政策担当

## Clip!

### 第1回都留市ふれあい集会(市長との懇談会)参加者募集

申込・問合せ先：行政管理課秘書・広報担当  
E-mail:kouhou@city.tsuru.lg.jp



市では、「市民総参加の市政」を実現することを目的として、市長が地域などに直接出向き、皆さんの意見を直接聴くことにより、市政に反映させる、「都留市ふれあい集会」を開催します。これは、月に1回程度を目安として、地域や、市民団体など、あらゆるグループの方々と市長が直接対話することによって、市民の皆さんの声を市政に反映させながら、これからの都留市を共に築き上げていこうという趣旨の集会です。ご興味のある方は、ぜひお申し込みください。

**日程** 2月27日(木)  
**時間** 19時～20時30分  
**場所** 都留市まちづくり交流センター1階交流室

**対象者** 谷村地区に住み、学び、働き、活動する方  
**募集人員** 30名(定員になり次第締め切ります)

**内容** テーマは特に定めませんので、ざっくりばらんにいろいろなお話を聞かせください。ただし、次の内容については取り上げかねますので、ご了承ください。

- ① 個人的相談や苦情、または個人的要望に関する事
- ② 特定の個人や団体に対する誹謗又は中傷に該当すること
- ③ 宗教、営業などに関する事
- ④ 公序良俗に反すること
- ⑤ その他市長が不適切と認めること

**その他** 寄せられた主な意見につきましても、広報するに際して、その回答と共に掲載を予定します。

## Clip!

### 市の封筒に広告を掲載しませんか？

問合せ先：税務課

封筒の使用目的	市県民税、国民健康保険税、介護保険料などの納付書発送用封筒、及び給与支払報告書総括表発送用封筒として使用します。
封筒の規格	窓あき封筒(12cm×22cm)
広告掲載位置	封筒の裏面
広告規格	1枚の大きさは、縦4cm×横10cmです。
広告募集枚数	3枚(例) 
広告掲載料	1枚 31,868円
封筒印刷枚数	31,000枚
広告掲載期間	封筒の使用が終了するまで(約1年間)
申込方法	「都留市広告掲載申込書」にご記入のうえ、掲載しようとする広告の原稿を添えて、税務課までお申し込みください。申込書は税務課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
申込締切	2月28日(金)

税務課で平成26年度に使用する封筒の裏面に掲載する、市内の事業者などの広告を募集します。広告掲載をご希望の場合は、次の要領でお申し込みください。

## Clip!

### 年に1回「特定健診」を受診しましょう！

問合せ先：市民生活課年金・医療担当  
健康推進課保健・予防担当

**対象者**  
特定健診の対象者は40歳以上74歳以下の国民健康保険や被用者保険(健康保険組合や共済組合などの医療保険)の被保険者と被扶養者の全員が対象です。

**内容**  
**基本的健診(必須項目)**  
○身体計測や血圧測定など  
○中性脂肪など脂質を調べる検査  
○血糖など代謝系を調べる検査  
○肝機能を調べる検査  
○尿・腎機能を調べる検査  
**詳細な健診**  
(医師が必要と判断した方)  
○赤血球数など貧血を調べる検査  
○心電図検査や眼底検査

**実施方法**  
実施主体である国保や健保組合などの医療保険者から、受診機関・受診日などについてのお知らせなどが送られてきます。費用は各医療保険者で異なりますのでご確認ください。都留市国民健康保険の被保険者は広報する4月号をご覧ください。



## Clip! 所得税・住民税の申告期間は、2/17(月)～3/17(月)です!

問合せ先：大月税務署 ☎(22)3151  
税務課

所得税・贈与税の申告は、e-Tax(電子申告)で！  
操作に関するお問合せは、☎0570(01)5901  
e-Tax ホームページ  
www.e-tax.nta.go.jp

**東日本大震災で被災した地方公共団体への義援金などについて**  
平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間、被災した地方公共団体への寄附金及び義援金、日本赤十字社や中央共同募金会が受け入れる義援金、政府が受け付ける義援金は、所得税・個人住民税ともに寄附金控除の対象となります。

**住民税の寄附金控除**  
国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得税の確定申告を行うことで控除を受けることができます。  
◆都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)  
◆住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金  
◆国の控除対象寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金  
※「国」に対する寄附金及び「政党等」に対する政治活動に関する寄附金を除く

また、以下の寄附金は個人住民税の寄附金控除の対象となります。(個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、所得税の確定申告もしくは個人住民税の申告を行う必要があります。)  
◆都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)  
◆住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金  
◆国の控除対象寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金  
※「国」に対する寄附金及び「政党等」に対する政治活動に関する寄附金を除く

**申告が必要な方**  
平成26年1月1日現在市内に住所のある方で、平成25年中の所得について、次に該当する方は申告が必要になります。  
■事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のある方  
■給与所得(アルバイト・パート、専従者給与も含まれます。)で次に該当する方  
ア 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方  
イ 平成25年中に退職し、再就職していない方  
ウ 給与所得以外に他の所得のある方(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない方も住民税の申告は必要になります。)  
エ 給与の支払いを2力所以上から受けている方  
■配当所得がある方で次に該当する方  
ア 非上場株式の配当所得のある方  
イ 上場株式の配当所得のうち、発行済株式総数の5%以上を所有する方  
■市外在住者の税法上の被扶養者になつていない方  
■医療費控除の適用を受ける方(年間10万円以上あるいは所得金額の5%以上の医療費の支払いがある方)  
■寄附金控除の適用を受ける方  
■住宅ローン控除の適用を受ける方(給与所得者は2年目以降、年末調整で控除の適用が受けられます。)

**平成25年分の申告書の提出及び納税の期限**

所得税・復興特別所得 贈与税	3月17日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	3月31日(月)

○国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を提供していますので、是非ご利用ください。

**納税には、口座振替をご利用ください。**  
○口座振替のご利用を希望される場合は、「口座振替依頼書」を、「申告書の提出及び納税の期限」までに税務署に提出(郵送)してください。  
○「口座振替依頼書」は、税務署及び金融機関に用意してあります。また、「確定申告書の手引き」にも様式が掲載されていますので、切り離してご利用ください。なお、国税庁ホームページからもダウンロードすることができます。  
**振替日：所得税 4月22日(火)**  
**個人事業者の消費税及び地方消費税 4月24日(木)**

■申告相談日程表

地区	対象地区・自治会	期日	申告会場及び相談時間
全地区	市内全域(指定日に申告できない方)	2月17日(月)	市役所税務課 (8時30分～17時15分)
		2月18日(火)	
盛里	盛里地区	2月19日(水)	盛里地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サントウン平栗 下大幡・上大幡・高畑・サントウン宝	2月20日(木)	宝地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
		2月21日(金)	
禾生	田野倉・大原・田野倉団地 四日市場・月見が丘・富士見台・井倉・九鬼団地・井倉団地・サトウ井倉	2月24日(月)	禾生地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
		2月25日(火)	
東桂	古川渡・小形山・川茂 十日市場・蒼竜峡団地・上夏狩・下夏狩 桂町・境 鹿留(宮下・沖・古渡)	2月27日(木)	東桂地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
		2月28日(金)	
下谷・三吉	下谷1～4丁目・下谷(羽根子を除く)・三吉地区	3月4日(火)	いきいきプラザ都留 2階機能訓練室 (9時30分～16時)
開地・川棚	開地地区・川棚・旭ヶ丘	3月5日(水)	市役所税務課 (8時30分～17時15分)
田原・上谷	田原1～4丁目・上谷	3月6日(木)	
上谷	上谷1～6丁目	3月7日(金)	
中央・つる	中央1～4丁目・つる1～2丁目	3月10日(月)	
つる・羽根子	つる3～5丁目・羽根子	3月11日(火)	
全地区	市内全域(指定日に申告をしていない方)	3月12日(水)	
		3月13日(木)	
		3月14日(金)	
		3月17日(月)	

※3月5日(水)と3月12日(水)の両日は、19時まで市役所税務課にて相談に応じます。

**申告が必要ない方**  
■給与所得のみで年末調整が適正に行われ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方  
■公的年金など収入金額が400万円以下で、年金支払者から市に公的年金等支払報告書が提出されていて、他に収入がない方  
※ただし、申告することにより各種控除を適用することで、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。また、住民税額は、控除適用後の額で計算されます。  
■市内在住者の税法上の被扶養者になつていない方  
※年金・福祉・公営住宅・教育など必要なのは、申告に関する証明が必要な方は、申告が必要です。  
○給与・源泉徴収票又は給与明細書

収入がない方や収入が障害年金又は遺族年金のみの方も申告が必要になります。この場合、お電話での申告を受け付けます。  
※国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている場合は、所得の状況により保険料(料)の軽減を受けることができますが、申告をされていないと、この軽減を受けることができません。また、介護保険についても高い所得段階での保険料となります。

**医療費控除を受ける方**  
事前に領収書を集計し、医療費の明細書を作成して領収書と一緒に持ちください(下記参照)。  
●医療を受けた人ごと、医療機関ごとに25年中の領収書をまとめ、合計額を計算し、明細書に記入してください。  
※交通費は、バス・電車などの公共交通機関のみ対象となり、タクシーや家用車(ガソリン代、高速料金など)は医療費控除の対象となりません。  
※力ゼ薬などの購入費は控除の対象となりますが、ビタミン剤などの購入費は対象となりません。  
※健康診断の費用は対象となりません。

○年金・公的年金などの源泉徴収票  
○事業所得・不動産所得・収支内訳書など  
■国民年金保険料・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの支払証明書  
※支払った国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合には、日本年金機構(旧社会保険庁)が発行する「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」を添付する必要があります。  
■医療費控除の適用を受ける方は、医療費の領収書、集計表、保険金などで補てんされた金額がわかるもの  
■障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳又は証明書  
■勤労学生控除の適用を受ける方は、学生証又は在学証明書  
■寄附金控除の適用を受ける方は、寄附金の受領証など  
■所得税還付申告を受ける方は、ご本人名義の預金口座番号などの控え

**住宅借入金等特別税額控除**  
必要書類を添付して所得税の確定申告をおこなう必要があります。(給与所得者は2年目以降、年末調整で控除を適用できます。)詳細については税務署にお問合せください。  
平成11年から平成18年までに入居した方、または、平成21年から平成25年までに入居した方について所得税から控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民税から控除します。

◆医療費控除の領収書の集計方法と明細書の作成例

医療を受けた方	続柄	病院・薬局などの名称	医療費	左記のうち、生命保険や社会保険で補てんされる金額
都留 太郎	本人	〇〇病院	26,350円	
		☆☆クリニック	65,500円	23,000円
		△△薬局	52,600円	
		交通費 (420円×2(往復)×15日)	12,600円	
都留 花子	妻	〇〇病院	5,800円	
		△△薬局	13,400円	
	合計		176,250円	23,000円

Clip! 平成26年度都留市臨時職員(教員補助員)募集

申込・問合せ先：学校教育課

近年の様々な問題を抱える子ども達の増加に適切に対応するため、安定した学級経営の維持を目的し、教員補助教員として通常学級又は特別支援学級における教員の補助や対象となる児童生徒の指導に従事します。

応募資格 日本国籍を有し、次の条件をすべて満たす方
(1)保育士(保育士の資格を有する方)
(2)地方公務員法第16条の欠格条件に該当しない方(下記参照)
(3)都留市臨時任用職員としての勤務規律を厳守できる方

※地方公務員法第16条の欠格条件に該当しない方(下記参照)
(1)成年被後見人又は被保佐人
(2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(3)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
(4)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
(5)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

Clip! 都留市立介護老人保健施設「つる」臨時職員の募集

申込・問合せ先：介護老人保健施設「つる」事務局 ☎(45)1813

応募資格 都留市立介護老人保健施設「つる」雇用(賃金)職員としての勤務規律を厳守できる方
勤務時間 8時30分～17時15分
業務内容 施設に人所している人の生活介護の支援に従事します。
雇用期間 平成26年4月1日～平成26年9月30日まで
申込 2月28日(金)までに履歴書(写真添付のこと)を老健事務室へ提出してください。(郵送可。ただし、その際には、封筒に「臨時任用職員 申込」と朱書きしてください。)

Clip! 宝 保育所保育士(嘱託)・調理員(臨時)募集

申込・問合せ先：行政管理課 職員担当

「履歴書(写真添付のこと)」、「資格証明書の写し」、「職務経歴書」、「納税状況調査に関する同意書」を行政管理課職員担当へご提出ください。
※履歴書などの様式は、市ホームページに掲載しています。申請者「臨時職員募集に伴う書式のダウンロード」からダウンロードしてご利用ください。(インターネットを使用できない環境の方は、行政管理課職員担当までお越しください。)

その他 通勤に伴う費用は、通勤距離2キロ以上で規程に基づき支給します。
社会保険等、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の各要件に該当する場合は加入します。年次有給休暇有り。
賃金 (保育士) 月額 162,500円 (調理員) 月額 6,100円

Clip! 管理栄養士(嘱託)・保健師(臨時)募集

申込・問合せ先：行政管理課 職員担当

「履歴書(写真添付のこと)」、「資格証明書の写し」、「職務経歴書」、「納税状況調査に関する同意書」を行政管理課職員担当へご提出ください。
※履歴書などの様式は、市ホームページに掲載しています。申請者「臨時職員募集に伴う書式のダウンロード」からダウンロードしてご利用ください。(インターネットを使用できない環境の方は、行政管理課職員担当までお越しください。)

その他 通勤に伴う費用は、通勤距離2キロ以上で規程に基づき支給します。
社会保険等、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の各要件に該当する場合は加入します。年次有給休暇有り。
賃金 (管理栄養士) 月額 180,500円 (保健師) 月額 10,075円

Clip!

## 認知症サポーター養成講座

～まずはあなたが理解者になろう～

問合せ：健康推進課地域包括支援センター

☎(46)5114



■認知症サポーターの証  
オレンジリング

**受講したい方** 2月17日(月)  
18時30分～20時  
いきいきプラザ都留

**費用** 無料

**対象** 主に市内に在住の人

**講座の内容**  
認知症の診断・治療・予防および対応など、話し合いをしながらわかりやすく講話します(所要時間90分)。

**認知症サポーターとは：**  
講座を受けた人を認知症サポーターと呼びます。認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。  
都留市では現在、小学生から90歳までの1,817人もの方がサポーターとなっています。サポーターには、その証としてオレンジリングが渡されます。

### 講座を開催したい方

10人以上集まってお申し込みをいただければ、出張で講座を行います。

**申込締切** 2月14日(金)

### 講座参加者の感想

○家族が認知症と診断されたので今までどうしたらいいのかわからないところがあったけど、これからは少し落ち着いて対応できると思った。

○認知症への理解が深まり、広がってその人も周囲の人にも気持ちよく過ごしていけるのではないかと感じた。

○健康な物忘れと認知症の物忘れの違いがわかった。これからは親や近所の方への対応の参考になった。

○対応や具体的なサポートの仕方がわかり、今後の生活に生かせると感じた。

○認知症の方の心を理解すれば、きちんと相手の気持ちになって優しい言葉づかいができると感じた。



## 子育て情報コーナー

### 今月の「ふれあい・子育てサロン」

**親子一緒にのサロン**  
日時 2月10日(月)  
場所 いきいきプラザ都留2階  
持ち物 各自必要な物  
費用 200円  
託児サロン

託児サロンは今月お休みです。

### よみかせボランティア「ひびきの会」の読み聞かせ

日時 2月8日(土)14時  
場所 市図書館おはなしコーナー  
内容 みんなが選んだ絵本や紙芝居を読みます。

### こぐまクラブの「こぐまのちいさなおはなし会」

日時 2月21日(金)10時30分  
場所 市図書館おはなしコーナー  
内容 乳児から未就園児の親子

を対象に読み聞かせや手遊びをします。

**こぶたの会の「ワクワクおはなし会」**  
日時 2月22日(土)13時30分  
場所 市図書館おはなしコーナー  
内容 ひなまつりのお話をします。

### ベビーヨガ&マッサージ

日時 2月19日(水)10時30分  
場所 いきいきプラザ都留2階  
対象 3カ月～1歳(要申込み)  
参加費 500円  
持ち物 バスタオル、飲み物  
申込・問合せ先  
☎090(7710)2389(友野)

### 自主保育グループ「はねっこ」

市立病院近くの羽根子集落内で、ただひたすら行きたいところに歩くことで自然の移り変わりを楽しんだりしています。  
日時 毎週木曜日9時40分集合  
13時解散

※詳細は電話か、メールにてお問い合わせください。  
☎070(5364)5835(梅崎)

メール：tsunagaringcafe@gmail.com

おあよー...



ごじゃいやしゅ。